新型コロナウイルスの感染状況下における「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」の道社協の行動・考え方のポイント【第１版】

令和３年２月２２日

社会福祉法人　北海道社会福祉協議会

北海道災害ボランティアセンター

【本資料の構成】

【策定の目的】　…　２ページ

１　北海道社会福祉協議会の役割　…　３ページ
（１）災害発生時における道社協職員の行動
（２）市町村社協職員に対するボランティア活動支援チームへの協力要請

【災害発生時の感染状況別】道社協対応のフローチャート　…　５ページ

２　市町村社協における災害ボランティアセンター設置運営の留意点　…　６ページ
（１）災害ボランティアセンター開設の考え方
（２）災害ボランティアセンターの開設判断、行政との連携
（３）災害ボランティアセンター設置場所の留意点
（４）活動資機材の管理
（５）受付の工夫
（６）情報発信
（７）ボランティア参加および活動における留意点
（８）新型コロナウイルス感染者発生時の対応
（９）ニーズの集め方、被災者への配慮、現地調査
(10) 活動中の注意
(11) センター内レイアウト設置の工夫
(12) 関係機関との連携

３　平時から進めておくべき備え　…１０ページ
（１）行動指針の策定
（２）災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定、改訂
（３）市町村行政との災害ボランティアセンター設置運営に関する協定の締結、改訂
（４）活動資機材の管理
（５）運営スタッフの備え
（６）インターネット環境等の整備
（７）地元における災害ボランティアセンターの運営協力体制づくり

【災害発生時の感染状況別】フェーズごとの対応内容目安表　…１２ページ
【用語解説】　…１５ページ

※各章で記載している マニュアル○頁「○○○」 は本会作成の「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル【第３版】」で関連する項目を示している。

【策定の目的】

本資料は、すでに明示されている全国社会福祉協議会（以下、全社協）や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（以下、ＪＶＯＡＤ）の指針などを踏まえ、北海道の地理や環境等の状況に沿い、道内市町村の社会福祉協議会（以下、社協）が新型コロナウイルスの感染状況下において災害ボランティアセンターを設置運営する際の指針を示すために策定いたしました。

コロナ禍に発生した令和２年７月豪雨の被災地では、感染防止策の一環としてボランティアの募集範囲を限定したことによって支援活動にあたるボランティアが不足し、支援対象（高齢者・障がい者など）やボランティアによる活動の範囲を限定し、活動の優先順位を付けて対応せざるを得ない状況となりました。

そのため、今後もこのような状況が続くことを考慮し、どのように支援を行うのか、そのために必要な対策は何かを考えるとともに、平時から災害ボランティアセンターで対応する活動の内容やその順番、ボランティアや外部からの支援者を受け入れる基準などを検討し、市町村行政（以下、行政）や地域住民の理解を得ておくことが必要となります。

そこで、各社協が平時からできる備えを改めて見つめ直し、災害時に密接な関わりを持つ行政や関係機関との連携を一層強化する契機として本資料をご活用いただければ幸甚です。

なお、今後は他の感染症対策も盛り込み、本会が作成している「市町村災害ボランティアセンター設置運営マニュアル【第３版】」の改訂を予定しております。

【監修】

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　全国ボランティア・市民活動振興センター

一般社団法人　ピースボート災害支援センター　垣貫　紀彦氏

１　北海道社会福祉協議会の役割

（１）災害発生時における道社協職員の行動　マニュアル３頁「１　災害に対する職員の行動指針」

①本会では災害発生時の行動として、「北海道社会福祉協議会災害救援行動指針」（※１）に基づき以下の救援活動を行う。

（参考）「北海道社会福祉協議会災害救援行動指針」『災害時における救援活動の流れ』より抜粋

Ⅰ．災害発生時の情報収集／待機
Ⅱ．緊急会議の開催
Ⅲ．先遣隊の派遣（※２）
Ⅳ．災害救援本部の設置
Ⅴ．災害救援本部会議の開催
Ⅵ．ボランティア活動支援チームの派遣（※３）
Ⅶ．施設支援、北海道災害派遣ケアチームの派遣（※４）

②新型コロナウイルスの感染状況下でも、災害発生時において本会の果たす役割はこれまでと変わらず、災害発生直後には情報収集に努め、被災地社協の意向を踏まえて速やかに「先遣隊の派遣」などの上記救援活動を行う。

③ただし以下の場合には、被災地における被災者への十分な支援が可能な体制であることを現地と協議・確認した上で、遠隔（札幌を拠点とする）での後方支援により、その役割に相当する活動を行う。また状況に応じて、本会本部との連携による被災地近隣の地区事務所職員派遣や、道内市町村社協と本会間で締結する「災害救援活動の支援に関する協定」（※６）に基づく近隣市町村社協職員派遣の協力要請を行うことも想定される。

（ア）新型コロナウイルスの感染拡大により、被災地社協より本会職員（本部）の派遣を控えるよう意向があった場合

（イ）その他の原因により、本会職員が被災地へ向かうことが困難な場合（道路寸断など）

（後方支援の例）

北海道災害対策本部との連携、被災地社協と本会本部間で電話やＺｏｏｍミーティングなどのＷｅｂ会議サービスを用いて情報収集をし、可能な限り以下の活動を行う。

＜先遣隊業務＞
・被災状況等調査
・被災地社会福祉協議会・社会福祉施設の被災状況・支援要請ニーズ等調査
・市町村社協災害ボランティアセンター立ち上げ要否判断、意向調査
・被災地の振興局、市町村の災害対策本部等との連携状況調査
・災害救助費による災害ボランティアセンター設置・運営費に関する行政との調整（委託契約締結を含む）
・災害支援ＮＰＯや中間支援組織の活動状況（初動）の動きの把握、北の国災害サポートチームとの連携
・被災地の新型コロナウイルスの感染状況や医療体制調査

＜ボランティア活動支援チーム業務＞
・本会ホームページやＳＮＳなどを通じた外部への情報発信支援
・活動資機材調達などの物資支援
・道内市町村社協職員派遣調整による人的支援（この派遣は状況に応じて派遣要請しそれに応じた近隣市町村などの社協職員を想定）
・本会災害ボランティアネットワーク参画団体との情報共有やフェーズに応じた支援の検討

④本会職員を派遣する場合には、平時より検温や健康チェックをしている職員のうち、特に体調に異常の無い者を派遣者とし、全社協による「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第１版】」（※５）に沿い感染症対策に留意する。

（２）市町村社協職員に対するボランティア活動支援チームへの協力要請 マニュアル１３頁「⑵運営スタッフ」

①「ボランティア活動支援チーム」（※３）の派遣に際して人的支援が必要な場合、「災害救援活動の支援に関する協定」（※６）に基づき、市町村社協へ職員派遣への協力を要請する。

②市町村社協へ派遣要請を行う場合、派遣要請を行う範囲の目安は北海道が定める「警戒ステージ」（※７）を参考にし以下の通りとするが、被災地の意向や状況によって柔軟に対応する。

＜北海道の警戒ステージに応じた派遣要請を行う範囲の目安＞

警戒ｽﾃｰｼﾞ	状況	道による対応の考え方	派遣要請を行う範囲の目安
通常			全道市町村社協職員
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染状況に応じて、振興局による注意喚起	全道市町村社協職員（被災地の意向があれば、注意喚起がなされている振興局管内の社協職員は除く）
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、個々の行動変容に対する協力を要請	全道市町村社協職員（注意喚起がなされている振興局管内の社協職員は除く）
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、より強い行動変容に対する協力を要請	被災振興局管内社協職員に限る
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請	近隣市町村社協職員に限る
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	特措法第 24 条第９項（※８）及び第 45 条（※９）に基づき、国の緊急事態宣言による外出自粛要請	原則派遣しない（人員不足が想定される場合、被災地による意向が無い限りは本会本部職員の補充に留める）

※特措法…新型インフルエンザ等対策特別措置法

③市町村社協における派遣者は、全社協による「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（※５）に沿い感染症対策に留意するとともに、派遣者は「活動前」項目に該当しない職員とし、派遣者帰任後は２週間健康チェックの実施を促す。

④派遣者を選定する場合、帰任後の社協サービス利用者への感染リスクを考慮し、介護サービス事業の職員の派遣はなるべく控える。

【災害発生時の感染状況別】道社協対応のフローチャート

※道社協の対応は基本的に従来通りの対応をするが、被災地の意向や状況によってはこの通りとしない。

※警戒ステージの詳細説明は本資料１５頁の「用語解説」を参照。

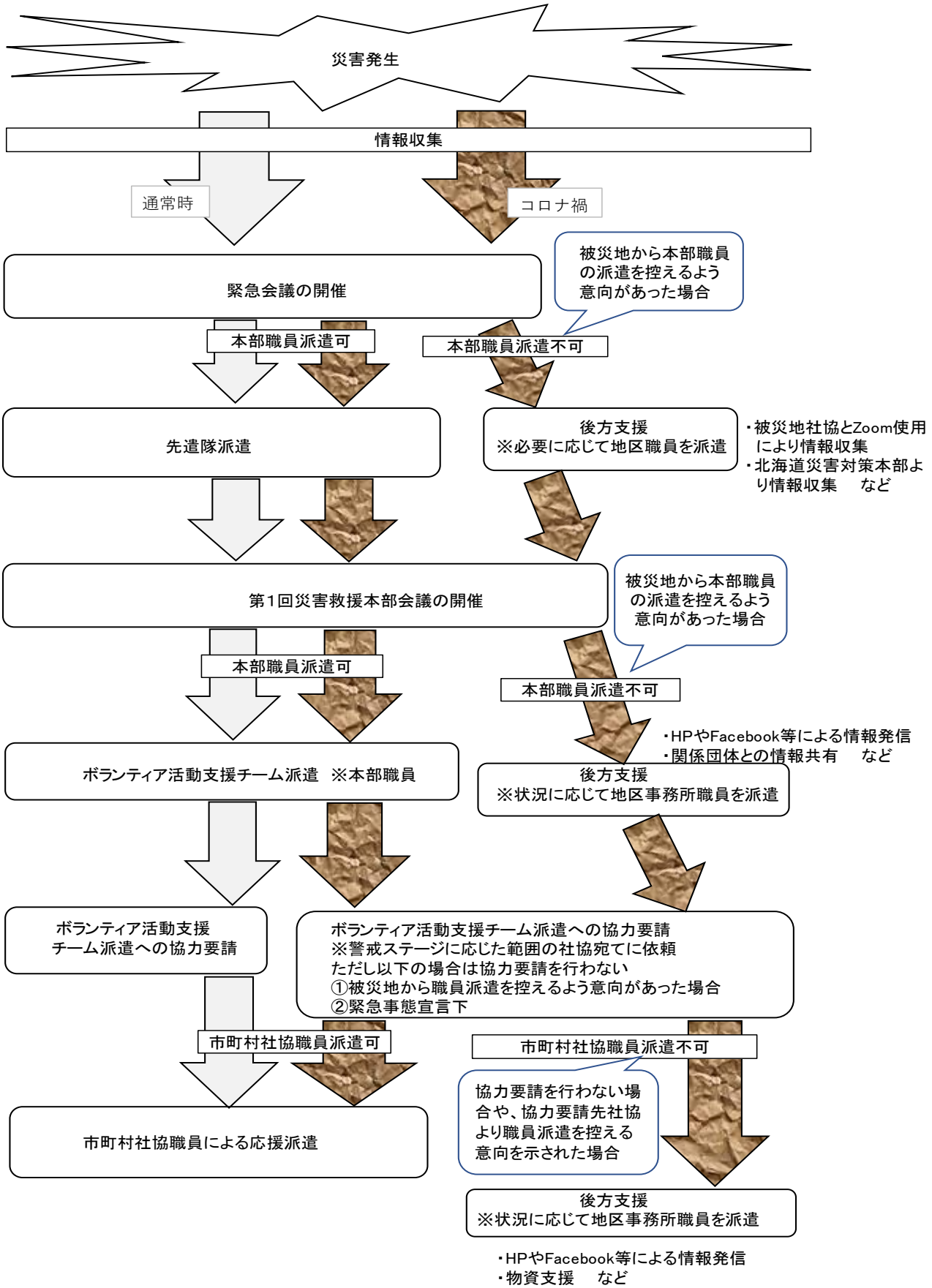

２　市町村社協における災害ボランティアセンター設置運営の留意点

（１）災害ボランティアセンター開設の考え方　マニュアル１頁「１　目的、２　機能」

①従来の災害ボランティアセンターではボランティアの自由意思や任意性を尊重し、様々な支援組織と調整や協議を行うとともに、道内外から集まるボランティアを受け入れ、被災者ニーズと結び付けて支援活動を行うことにより、被災地の復旧・復興及び被災者の生活再建を目指している。

②ただし、新型コロナウイルスの感染状況下ではボランティアのみならず、災害ボランティアセンターの運営協力者を広域から募集することが感染拡大につながる恐れがあるため、通常のボランティアセンターによる支援活動や地域内の住民同士で助け合う「共助」なども視野に入れていく。

（２）災害ボランティアセンターの開設判断、行政との連携　マニュアル５～６頁「⑴設置主体、⑵設置判断」

①「共助」による支援では対応が困難な大規模被災などで、ボランティアによる支援が必要と認められる場合、最新の感染状況や医療提供体制などの情報を行政から収集し、保健師など感染症予防の専門家からの意見などを踏まえ、行政と十分に協議して災害ボランティアセンター開設を検討する。ただし、緊急事態宣言下では開設困難な場合も想定されるため、日頃から行政と対応について協議しておき、災害ボランティアセンターを開設しない場合の被災者への支援方法や手段についても検討しておく。

（３）災害ボランティアセンター設置場所の留意点　マニュアル７頁「⑶設置場所」

①災害ボランティアセンターの開設場所を選定する際は、人が密集しないスペースや換気が十分に行える場所であることに留意する。

②感染予防の観点から、バスなどの不特定多数による乗り合わせの移動が難しいため、なるべく被災地に近く活動場所への移動が容易な場所を検討する。

③緊急事態宣言下では、公共施設が使用できなくなる可能性があることに留意し、平時から設置場所について行政などと検討しておく必要がある。

（４）活動資機材の管理

マニュアル１０～１２頁「⑸活動資機材」、１３頁「⑴組織体制」、２４頁「資機材管理班」

①災害ボランティアセンター内の物品や活動資機材の使い回しを控え、不特定多数の者が触れる場所や物品は頻繁に消毒する。消毒用物品の用意や消毒担当者などをあらかじめ決めておくと良い。

（５）受付の工夫　マニュアル１４頁「⑶一日のタイムスケジュール」

①災害ボランティアセンターでの受付の混乱や密を避けるため、ボランティア活動保険への加入を地元社協の加入受付やＷｅｂ上の保険加入サイトを活用して、あらかじめ済ませておくよう促すとともに、事前登録方式、整理券方式（集合時間を記載した整理券を配布）などの工夫を行い、受付時間をずらしたり、ＱＲコードによる受付システムを利用して受付時間の短縮化を図る、動画配信やＶＴＲなどでオリエンテーションを行うなど、ボランティアが密集しないよう工夫する。

（６）情報発信　マニュアル１５～１６頁「総務班」

①ボランティア募集や活動状況などは、随時ホームページやＳＮＳ、チラシなどで発信する。活動内容や参加条件（募集範囲や持ち物などを明確にしておく）に加え、感染の可能性がある中でもボランティアによる活動が必要な理由や、災害ボランティアセンターによる感染対策、感染者発生時の対応を明示しておく。

②新型コロナウイルスの感染拡大状況を原因としてボランティアを募集しない場合は、その判断に至った理由、遠隔からも可能な支援活動、その他の対応策などについて可能な限り情報発信する。

（７）ボランティア参加および活動における留意点　マニュアル１５頁「(4)運営方針の決定」

①ボランティア参加基準の目安を北海道が定める「警戒ステージ」（※７）を参考にし以下の通りとするが、被災地の意向や状況によって柔軟に対応する。

＜北海道の警戒ステージに応じたボランティア参加基準の目安＞

警戒ｽﾃｰｼﾞ	状況	道による対応の考え方	ボランティア参加基準の目安
通常			被害状況に応じて全国的に参加
1	感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階	感染状況に応じて、振興局による注意喚起	道内の方に限る（被災地の意向があれば、注意喚起がなされている振興局管内の方は除く）
2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、個々の行動変容に対する協力を要請	道内の方に限る（注意喚起がなされている振興局管内の方は除く）
3	感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、より強い行動変容に対する協力を要請	被災振興局管内の方に限る
4	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	特措法第 24 条第９項（※８）に基づき、事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請	近隣市町村の方に限る
5	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	特措法第 24 条第９項（※８）及び第 45 条（※９）に基づき、国の緊急事態宣言による外出自粛要請	被災市町村内の方に限る

②参加条件は「災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～【第１版】」（※１１）に沿うこととし、その他条件を含め、災害ボランティアセンターのホームページやＳＮＳ、チラシなどを通じて明示する。

③活動中の飲料・食品や最低限の衛生用品、スコップなどの活動資機材は、原則ボランティア自身が準備するよう促す。

④なるべく災害ボランティアセンターから活動先まで車移動が可能な方に活動をお願いし、不特定多数による乗り合わせの移動を控える。

⑤当日の体調や緊急連絡先を記入する用紙などを用意しておき、活動前に必ず全員提出してもらう。さらに、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ「ＣＯＣＯＡ」への登録をしてから活動に参加するよう促す。

（８）新型コロナウイルス感染者発生時の対応　マニュアル１５～１６頁「総務班」

①ボランティアには当日の体調や緊急連絡先を申告してもらうと同時に、スタッフも毎日検温するなど体調や感染予防を徹底する。

②体調不良者や新型コロナウイルス感染者が発生した時の連絡体制を整えておくとともに、感染者発生時の対応をあらかじめ市町村行政や保健所や医療機関などと協議し支援体制を構築する。

③感染者発生時の対応をボランティアにあらかじめ伝えるとともに、ホームページなどにも明示しておく。

④感染者の個人情報の取り扱いには特に配慮する。

⑤災害ボランティアセンター開設中に感染者が発生した場合は、災害ボランティアセンターを迅速に閉鎖し対応する。その際は、閉鎖理由や再開の目途についてホームページなどで周知する。なお再開については、行政などと十分に協議して決める。

（９）ニーズの集め方、被災者への配慮、現地調査　マニュアル１９～２０頁「ニーズ班」

①被災者は支援活動の実施による感染リスクを危惧している可能性があるため、ニーズ募集のチラシなどにおいて災害ボランティアセンターによる感染対策を明示し、安心して活動依頼ができるよう配慮する。

②ニーズ募集について、北海道の警戒ステージのうち「ステージ４」の段階では戸別訪問を控え、ポスティングや市町村内の公共放送など接触の少ない方法で周知する。

③現地調査を行う場合は、訪問前に依頼者の体調を確認し、訪問時にはマスク着用か咳エチケットに留意いただく。依頼者や依頼者の近親者等が体調不良となったり、コロナウイルスへの感染が判明した場合は災害ボランティアセンターに連絡してもらい、ボランティアの訪問は安全が確保されるまで中止する。

④現地調査の訪問者は、マスクやフェイスシールドなどを必ず着用し、手洗いや手指消毒を徹底するとともに、依頼者と会話する場合は正面に立つことを避け、十分な身体的距離を保つ。

⑤調査時は活動時の換気が可能かどうかも必ず確認し、依頼者に配慮いただくようお願いする。

(10) 活動中の注意　マニュアル２２頁「マッチング班」

①活動時はボランティア同士および被災者との対面や接触を最小限とし、換気や消毒を徹底するよう呼び掛ける。

②マスクやフェイスシールドを装着したまま活動することが想定されるため、熱中症に特に気を付けるよう呼びかける。

(11) センター内レイアウト設置の工夫　マニュアル２５頁「⑹センター内レイアウト」

①人と人との間隔が２ｍ（少なくとも１ｍ）となるよう座席や受付などのレイアウトを工夫する。

(12) 関係機関との連携

マニュアル２７～３０頁「(8)行政、地元の団体・ボランティア、NPO等民間支援団体との連携について」

①関係機関や支援団体の参集もボランティアと同基準とし、その場合被災市町村外の団体には、適宜情報発信をすることにより遠隔から物資や情報（例　ニーズ募集のチラシデータを外部団体に作成してもらう）などにより支援を要請する。

②専門スキルを持った団体などの支援を必要とする場合は、ＪＶＯＡＤ策定の「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・ＮＰＯ等の災害対応ガイドライン」に沿い、感染症対策を講じた最小人数の固定された職員での現地入りを要請する。

③支援の必要性や内容によっては、道社協が設置する北海道災害ボランティアネットワークに情報提供するとともに、そのうちボランティア参加基準の目安で示す範囲内で対応可能な参画団体に対して、道社協を通じて支援を要請することもできる。

④関係機関や支援団体に支援をお願いする場合は、感染経路を特定しやすくするため担当業務（役割）の固定化を検討する。

⑤全社協やＪＶＯＡＤなどの全国的な組織や各関係者と情報共有会議を行う場合は、接触を避け遠隔地とも情報交換を行うため、Ｚｏｏｍミーティングなどの Ｗｅｂ会議サービスによる会議とする。

⑥センターの運営には地元のボランティアや企業・団体に協力いただけるよう、平時から体制を整えておく。

（参考）北海道災害ボランティアネットワーク参画団体　※令和３年１月３１日現在

- 日本青年会議所北海道地区協議会
- 一般社団法人北海道災害対策協議会
- 日本赤十字社北海道支部
- 北海道共同募金会
- 北海道民生委員児童委員連盟
- 北海道社会福祉士会
- 北海道市長会
- 北海道町村会
- 北海道
- 北海道 NPO サポートセンター
- 北の国災害サポートチーム
- 日本労働組合総連合会北海道連合会
- 天理教災害救援ひのきしん隊
- 公益財団法人北海道地域活動振興協会
- 協同組合ネット北海道（北海道労働金庫、生活協同組合コープさっぽろ）
- 北海道生活協同組合連合会

３　平時から進めておくべき備え

（１）行動指針の策定　マニュアル３頁「１　災害に対する職員の行動指針」

①マニュアルとともに、各社協における行動指針を策定し、災害時の職員行動について定めておく。

（２）災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定、改訂

マニュアル５頁「災害 VC マニュアル、市町村との協定」、３１頁「マニュアルを作ったら…」

①災害時には、本会職員や市町村社協職員の派遣が困難になる可能性も考えられることから、災害ボランティアセンター設置運営を円滑に行えるよう、地域の状況を踏まえて支援対象、ボランティア活動の範囲、活動の優先順位などについて社協組織内で対応方針を協議決定し、マニュアルを策定する。その際は、感染対策についても平時から検討しておき内容に盛り込んでおく。マニュアル策定済みであれば改訂版に盛り込むよう検討する。

②マニュアル策定後は、感染対策を講じた設置運営訓練を実施し内容の検証を行う。

③マニュアル策定内容は市町村行政とも共有するとともに、策定時や改訂時に内容を協議しておく。

（３）市町村行政との災害ボランティアセンター設置運営に関する協定の締結、改訂

マニュアル５頁「災害 VC マニュアル、市町村との協定」、９頁「(4)運営資金」、

２７～２９頁「(8)行政、地元の団体・ボランティア、NPO 等民間支援団体との連携について」

①災害ボランティアセンターの開設判断や設置場所、経費負担や活動資機材の準備などについて、平時から市町村行政と協議しておき協定を締結する。特に、北海道内で同時多発災害が発生した場合などには、共同募金会の災害等準備金による経費の支弁が困難となる可能性も考えられることから、このことも含めて平時より行政と経費負担について確認・協議しておく。

②令和２年７月豪雨以降の災害については、人件費の一部や応援職員派遣の旅費が災害救助法による国費負担の対象となることから、行政と確認しておき、災害時には迅速に委託契約を締結できるよう備えておく。

③特に新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況下では、国や自治体の指示により公共施設が使用できなくなることも想定されることから、設置場所や災害ボランティアセンターの開設判断、ボランティアの募集範囲などについて、新型コロナウイルスの感染者が発生している状態を想定し、災害ボランティアセンターとして取り組む活動の範囲や内容を想定し、状況に応じた支援の進め方についてあらかじめ決めておく。

④新型コロナウイルスの感染状況や医療体制、感染者発生時の対応などの情報を共有することも平時から協議し方針を決めておく。

（４）活動資機材の管理　マニュアル１０～１２頁「(5)活動資機材」、２４頁「資機材管理班」

①感染対策を含めて必要となる資機材や装備、衛生用品、消耗品（マスク、消毒液、非接触型体温計など）のリスト化と確保に努める。

（５）運営スタッフの備え　マニュアル１３頁「(2)運営スタッフ」

①災害発生時に被災地への派遣が想定される職員は、平時から検温や健康チェックを行う。

②平時から健康に留意し、感染症対策の基礎知識や心構えを身に付けておく。

（６）インターネット環境等の整備　マニュアル２４頁「センター環境整備について」

①災害時に関係機関などとＺｏｏｍミーティングなどのＷｅｂ会議サービスによる会議ができるよう設備を整えておく。

（７）地元における災害ボランティアセンターの運営協力体制づくり

マニュアル２７～２９頁「⑻行政、地元の団体・ボランティア、NPO等民間支援団体との連携について」

①感染拡大状況により支援活動が制限される状況を考慮し、地元のボランティア（個人・団体）やＮＰＯ、関係機関などと発災時の動きを確認することにより、具体的に対応できるよう体制整備を進める。

②地域と協同することを前提に、現在行われている地域活動の状況（サロンの実施状況、民生委員児童委員の活動状況、地域のキーパーソンの取り組み状況など）を把握しておく。

③災害ボランティアセンターは、社協職員だけではなく地元団体や住民などの多様な担い手と運営を協同できるよう、業務をなるべく簡素化する。

④関係機関と協同で災害ボランティアセンターを運営する際には、災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターの設置と支援活動の実施が図れるよう、平時から役割分担や協力内容を決めておき、それを明確化できるよう、日本青年会議所（ＪＣ）やＮＰＯなど災害時に関わりのありそうな団体や企業と協定を締結しておく。

⑤市町村内だけでなく、近隣市町村内および振興局管内で災害支援に関する協力体制を整備するようにし、被災市町村の社協職員が被災し社協が機能しないなど、被災地社協における災害ボランティアセンター開設が困難となった場合には、近隣市町村および振興局管内での災害ボランティアセンターの開設も検討する。

【災害発生時の感染状況別】フェーズごとの対応内容目安表

※警戒ステージの詳細説明は本資料１５頁の「用語解説」を参照。

※被災地の意向や状況によって柔軟に対応する。　※災害ボランティアセンター＝災ＶＣ。

災害ボランティア活動のフェーズ　初動期

災害発生 → 初動期 ⇨ 応急期 ⇨ 復旧・復興期 ⇨ 平時

警戒ｽﾃｰｼﾞ	道社協による先遣隊派遣	災ＶＣ開設判断	行政との連携・調整	災ＶＣ設置場所
通常	本部正規職員を派遣状況把握や災ＶＣ開設の意向を聞き取る	被災状況を踏まえ行政・社協の協議による判断	被災状況やライフライン・道路状況などの情報を共有	駐車場や大人数のボランティアを受け入れる場所を確保
1	上記の役割は変わらないが、困難な場合は遠隔支援により実施する	上記に加え、感染症予防の専門家からの意見や被災地の意向に沿い判断	上記に加え、感染状況や医療提供体制情報を共有し、ボランティアの参加や感染者発生時の対応について協議	上記に加え、人が密集しないスペースや換気が十分に行える場所を確保
2				
3				
4				
5		上記により判断するが、開設困難な場合は、他の支援方法を検討		

災害ボランティア活動のフェーズ　初動期・応急期

災害発生 → 初動期 ⇨ 応急期 ⇨ 復旧・復興期 ⇨ 平時

警戒ｽﾃｰｼﾞ	道社協によるボランティア活動支援チーム派遣	情報発信	関係機関や団体による支援	センターの運営協力者
通常	全道市町村社協職員に派遣要請し、災ＶＣ立ち上げ支援を担ってもらう	災ＶＣ開設有無について情報発信	必要に応じて連携・協働を図る	道内外のノウハウを持った団体や個人を受け入れる
1	警戒ステージに応じた範囲の社協に派遣要請をし、災ＶＣ立ち上げ支援を担ってもらう	感染の危険性がある中でボランティア募集が必要な理由、募集しない場合はその理由、遠隔でも可能な支援の情報を発信	道内の団体に限る（振興局より注意喚起がなされている管内は除く）※あくまで目安	
2				
3			被災振興局管内の団体に限る※あくまで目安	
4			近隣市町村の団体に限る※あくまで目安	
5	本会職員による災ＶＣ立ち上げ支援（後方支援を含む）		被災市町村内の団体に限る※あくまで目安	

災害ボランティア活動のフェーズ　応急期

災害発生 → 初動期 ⇨ 応急期 ⇨ 復旧・復興期 ⇨ 平時

<table>
<tr><th>警戒
ｽﾃｰｼﾞ</th><th>ニーズ調査
（災ＶＣ周知）</th><th>現地調査</th><th>道社協による
ボランティア活動支援チーム派遣</th><th>情報発信</th></tr>
<tr><td>通常</td><td rowspan="3">戸別訪問、ポスティング、チラシ配布、ホームページやＳＮＳにより周知</td><td>活動場所の状況などを調査</td><td>全道市町村社協職員に派遣要請し、災ＶＣ運営支援を担ってもらう</td><td>活動内容や参加条件を明示</td></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="4">依頼者・訪問者とも感染対策に留意する
上記に加え、活動中の換気の可否を確認</td><td rowspan="2">警戒ステージに応じた範囲の社協に派遣要請をし、災ＶＣ運営支援を担ってもらう</td><td rowspan="2">上記に加え、災ＶＣによる感染対策や感染者発生時の対応を明示</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td><td rowspan="2">接触を控え、ポスティングや市町村内のラジオや公共放送などを利用して周知</td></tr>
<tr><td>4</td><td rowspan="2">上記に加え、感染状況に応じた活動可否を発信</td></tr>
<tr><td>5</td><td>本会職員による災ＶＣ運営支援</td></tr>
</table>

災害ボランティア活動のフェーズ　応急期

災害発生 → 初動期 ⇨ 応急期 ⇨ 復旧・復興期 ⇨ 平時

<table>
<tr><th>警戒
ｽﾃｰｼﾞ</th><th>ボランティアの参加</th><th>ボランティア
の受付方法</th><th>活動中の注意</th><th>関係機関や団体
による支援</th></tr>
<tr><td>通常</td><td>被災状況に応じて全国的に参加</td><td>当日受付のほか、混雑を避けるため事前登録制とすることもある</td><td>熱中症対策をし、無理せず定期的に休憩をとる</td><td>必要に応じて連携・協働を図る</td></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="5">警戒ステージに応じた範囲でボランティアに参加し支援活動に協力いただく
※あくまで目安</td><td rowspan="5">受付時間をずらす、QRコードによる受付を行うなど、当日の密集を防ぐ工夫をする
ボランティア保険の加入もあらかじめ行うよう促す</td><td rowspan="5">マスク装着中は、特に熱中症対策に気を付ける
活動中の換気や消毒にも配慮する</td><td rowspan="5">感染経路を特定しやすくするため、担当業務（役割）の固定化、その他地域の団体には遠隔支援を受けられるよう随時情報発信</td></tr>
<tr><td>2</td></tr>
<tr><td>3</td></tr>
<tr><td>4</td></tr>
<tr><td>5</td></tr>
</table>

災害ボランティア活動のフェーズ　応急期・復旧・復興期

災害発生 → 初動期 → 応急期 → 復旧・復興期 → 平時

警戒ｽﾃｰｼﾞ	活動資機材の管理	行政との連携	ニーズ調査	情報提供
通常	ボランティアへの貸し出し個数の管理やメンテナンスを行う	支援活動に必要な情報（災害ゴミの取り扱いなど）を共有 閉所についても協議	ローラー作戦やマッピングなどにより、ニーズを取りこぼさない	災ＶＣ閉所、生活支援への移行について周知
1	上記に加え、使い回しを控える 不特定多数の者が触れる場合は定期的に消毒する	上記に加え、感染状況や医療提供体制情報を共有	ローラー作戦などを行う場合は接触を控えるよう留意する	
2				
3				
4				
5				

災害ボランティア活動のフェーズ　平時

災害発生 → 初動期 → 応急期 → 復旧・復興期 → 平時

警戒ｽﾃｰｼﾞ	行政との連携	災ＶＣに係る経費	各社協で備えること	地元における協力体制づくり
通常	防災計画への位置づけや協定締結により連携体制を整備する	行政と協議し経費負担について明確にしておく ※令和２年７月豪雨以降の災害は一部人件費と応援職員派遣の旅費が国費負担の対象となる	行動指針やマニュアル策定、設置運営訓練の実施	地元の団体や個人に、災ＶＣを周知し災害時の協力体制を整備する
1	上記に加え、感染状況に応じた災害対応や感染者発生時の医療提供体制、情報共有、緊急事態宣言下の設置場所などを協議する		上記に加え、災ＶＣにおける感染症対策について協議し、必要な資機材を備える スタッフの健康チェックを行う	上記に加え、感染状況によって被災地外からの支援が制限されることに留意し、一層地元における協力体制を整備しておく
2				
3				
4				
5				

【用語解説】

※１　「北海道社会福祉協議会災害救援行動指針」

道内において大規模災害が発生した場合や発生が予測される場合に、道内全域の調整として北海道社会福祉協議会が果たすべき役割を明確化し、「先遣隊」や「ボランティア活動支援チーム」の派遣などの救援活動に関する本会の対応について具体的に整理したもの（平成２５年５月に改訂）。

※２　先遣隊の派遣

「北海道社会福祉協議会災害救援行動指針」に基づき、必要に応じて「緊急会議」を行い、その協議結果により「先遣隊」を派遣する。「先遣隊」は被災地における被災状況、支援要請ニーズ、災害ボランティアセンター立ち上げ要否などの調査を行う。

※３　ボランティア活動支援チームの派遣

「北海道社会福祉協議会災害救援行動指針」より、本会職員および本会との「災害救援活動の支援に関する協定」を締結している市町村社協の職員を派遣し、被災地と本会災害救援本部間の連絡調整、災害ボランティアセンター立ち上げへの助言や支援、災害救援活動にかかる支援を行う。

※４　北海道災害派遣ケアチームの派遣

被災地の福祉避難所等において、要援護者への心理的ケアを含む被災者相談や福祉的支援等を行うことを目的として派遣するケアチームのことを指す。

なお本ガイドラインでは、あくまで災害ボランティアセンターの活動に関わるものについて説明をしており、本ケアチームについては触れない。

※５　「社協職員の被災地応援派遣における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第１版】」
全社協作成。応援派遣活動前後の注意やルールが明記されている。

2020 年 7 月 17 日

社協職員の被災地応援派遣における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン【第１版】

全社協　全国ボランティア・市民活動振興センター

このガイドライン案は、今後、内容を修正・変更していく可能性があります。
【基本的ルール】
○ 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
○ 新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの２点を基本に活動いただきますようご配慮ください。

活動前　※応援派遣にあたっては、下記事項に該当する職員を選任してください。

- □ 過去２週間以内の海外渡航歴がないこと。
- □ 過去２週間以内に感染者及び感染の疑いがある者との濃厚接触がないこと。
- □ 派遣前２週間以内に、本人および同居する家族等に以下の症状がないこと。
  （ 発熱、強いだるさ、息苦しさ、咳や痰、のどの痛み、においや味を感じにくくなる、下痢 ）
- □ 毎朝検温し、健康記録および行動記録をつけること。
- □ 派遣当日、検温等を行い、体調に異常のないこと。

活動中

- □ 毎朝検温し、健康記録および行動記録をつけ、体調に異常がないこと。
  ※下記に当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。
  - 体温が 37.5℃以上の場合（または平熱を 1℃以上超える場合）
  - 咳、倦怠感等風邪の症状がある場合
- □ 石けんでの手洗い・アルコール等での手指消毒の徹底をすること。
- □ マスクの着用を徹底すること。
- □ 十分な身体的距離（２m程度）を確保すること
- □ 常時換気を徹底すること。（屋内活動、待機場所、移動中の車内等）
- □ 飛沫感染防止のため、大きな声で会話をしないこと。（拡声器の活用等）
- □ 熱中症予防に努め、こまめな水分補給に努めること。
- □ 感染防止のために派遣先社協が決定した事項・指示に従うこと。

- **体調に異常があれば、早急に所属社協および派遣先社協に報告し、活動を中止してください。**
- **活動後２週間健康チェックを行い、感染症を発症した場合は、所属社協に対して速やかに報告してください。**
- **感染者または感染の疑いのある職員が発生した場合は、速やかに全社協へ報告してくださ**

監修：鶴岡浩樹　日本社会事業大学専門職大学院教授・医師

※６　「災害救援活動の支援に関する協定」

北海道内において災害が発生した場合を原則として、道社協と市町村社協が災害等により被害を受けた地域の市町村社協の救援活動を支援するため必要な事項について定めたもの。

平成３１年３月に道内１７９全市町村社協と締結完了。

※７　「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針」における警戒ステージの設定

北海道策定の「新型コロナウイルス感染症対策に関する基本方針～感染症に強い北海道の構築に向けて～」（令和２年５月２９日）における今後の感染拡大防止の対応では、「３つの取組」のうち「１　まん延の防止」として「警戒ステージ」を設定している。

その「警戒ステージ」は、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において提示された提言「今後想定される感染状況と対策について」（令和２年８月７日）を基本とし、道内の感染状況や医療提供体制等を踏まえ指標及び講ずべき施策として、新たに５段階基準として令和２年８月２５日に設定された。

↓　北海道ホームページ掲載「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」より

警戒ステージの状況と対応の考え方

ステージ	状　況	対応の考え方	(参考)国の分科会ステージ
1	**感染者が散発的に発生しており、医療提供体制に大きな支障がない段階**	**感染状況などを踏まえて、感染予防の徹底などについて注意喚起（感染状況に応じて、振興局による注意喚起）**	Ⅰ
2	**感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階** ３密環境などリスクの高い場所で集団感染が度々発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。このため、保健所などの公衆衛生体制の負荷も増大するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する医療以外の一般医療も並行して実施する中で、医療提供体制への負荷が蓄積しつつある状況。	**特措法第24条第９項に基づく要請** **個々の行動変容に対する協力を要請**	Ⅱ
3	**感染者がさらに増加し、医療提供体制への負荷がより一層高まる段階** 集団感染が数多く発生するなど、さらに医療提供体制への負荷が蓄積し、感染拡大の防止に向けて、より強い対応が必要な状況。	**特措法第24条第９項に基づく要請** **感染状況を踏まえたより強い行動変容に対する協力を要請**	
4	**感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階** ステージ3と比べて集団感染が広範に多発する等、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況。	**特措法第24条第９項に基づく要請** **事業者に対する施設の使用制限など強い協力を要請**	Ⅲ
5	**爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階** 病院間集団感染の連鎖などの大規模かつ深刻な集団感染の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大により、高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生し始め、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な状況。	**特措法第24条第９項及び第45条に基づく要請** **国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請** 2	Ⅳ

警戒ステージの対応の目安

1	2	3	4	5
新北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起 感染状況に応じて、振興局による注意喚起	【法24条に基づく要請】 ◆行動自粛等の要請（社会経済活動への影響を抑えながら段階的に強化） （要請例） ・体調が悪い場合の外出自粛 ・３密を回避できない場所での会合自粛 ・高齢者、基礎疾患を有する方等の感染防止の徹底　など ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討 テレワークの推進や出勤抑制 接触アプリ等のさらなる活用 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等 新北海道スタイルなど、感染拡大防止対策の更なる徹底等	（要請例） ・感染拡大防止対策を講じていない施設への外出自粛 ・同種の集団感染が複数発生するなど、これまでの対策では感染リスクの回避が困難な業態への外出自粛 ・感染拡大地域との往来自粛 ・不要不急の外出自粛　など ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討	◆施設の使用制限等の要請 感染拡大防止対策を講じていない施設の使用制限等 ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討 ◆イベント制限等の要請 イベントの見直し等 ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討	【法24条及び45条に基づく要請】 道外との往来自粛 全道の外出自粛 施設の使用制限等 ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討 開催の自粛等 ※感染状況に応じて地域や業態を限定することも検討

※警戒ステージに関わらず、全国の感染状況を踏まえ、感染が拡大している道外地域との往来自粛等に対する協力を要請

3

警戒ステージの指標（移行等の目安）

項目	指標		1	2	3	4	5
医療提供体制等の負荷	病床のひっ迫の状況	病床全体	－	１５０床	２５０床	３５０床	９００床
		うち重症者用病床	－	１５床	２５床	３５床	９０床
	療養者数		－	増加	増加	７９６人 （10万人あたり15人）	１，３２７人 （10万人あたり25人）
監視体制	PCR検査陽性率		－	増加	増加	１０％	１０％
感染状況	新規報告数		－	１０７人/週 （10万人あたり2.0人/週）	１３３人/週 （10万人あたり2.5人/週）	７９６人/週 （10万人あたり15人/週）	１，３２７人/週 （10万人あたり25人/週）
	直近一週間と先週一週間の比較		－	増加	増加	増加	増加
	感染経路不明割合		－	５０％	５０％	５０％	５０％

※各指標に掲げた数値を超える場合に次のステージへ移行することを原則とし、感染者の発生状況等を踏まえ、総合的に判断する

4

↓　（参考）新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「今後想定される感染状況と対策について」

（令和２年８月７日）

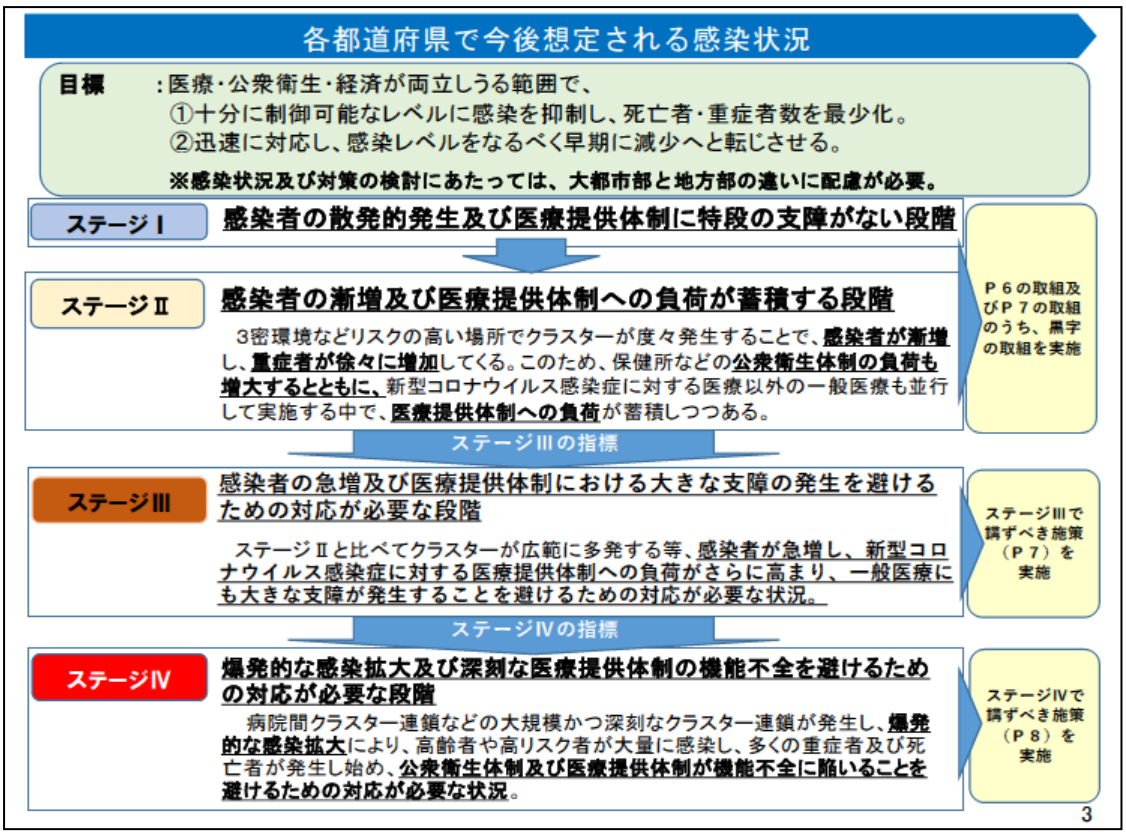

※８　「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第２４条第９項

都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

※９　「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第４５条第１項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

※10　「緊急事態宣言」に伴う「外出自粛要請」

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第３２条に基づき、季節性インフルエンザに比べて重篤になる症例が国内で多く発生し、全国的な急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が、①期間、②区域、③事案の概要を特定して新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。この宣言の後、都道府県知事は、より具体的な期間や区域を定め、不要不急の外出自粛（同特措法第４５条第１項）や施設の使用制限の要請といった緊急事態措置を講ずることができるようになる。

※11　「災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～【第１版】」

全社協作成による活動者のためのガイドライン。参加条件を検討する際はこれに基づき設定する。

これに加え、活動日当日から２週間以内の間に緊急事態宣言発令地域に往来した方も活動の参加を控えてもらうことも検討要素の一つとしたい。

2020 年 7 月 15 日

災害ボランティアの皆さんへ
～活動にあたっての衛生配慮にかかわるガイドライン～【第１版】

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染するといわれています。つきましては、活動の際には、飛沫の拡散を防ぐこと、他者との直接接触を避けることの 2 点を基本に活動いただきますようご配慮ください。

基本的なルール

○ 感染防止の基本は、一人ひとりの基本的感染対策にあります。
○ ついては、どんな場面における活動にあっても、ボランティアの皆さまは、以下の事項をお守りいただきますようお願いいたします。

１．健康管理の徹底

・ 身体の状態が以下①～③に１点でも当てはまる場合は、活動の参加を控えるようにしてください。
・ 体温計測は客観的基準として有効ですので、活動の際の事前の検温をお願いいたします。
《チェック項目》
①体温が 37.5℃以上の場合（または平熱を 1℃以上超える場合）
②咳、倦怠感等風邪の症状がある場合、味覚・嗅覚の異常がある場合
③海外渡航歴があり帰国後２週間を経過していない場合
・ 万が一被災地において感染者が確認された場合、迅速に濃厚接触者を特定するため、国がリリースした接触確認アプリを積極的に活用してください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

２．手洗い・手指消毒の励行

・ 活動前、活動中、活動終了後のいずれにおいても石けんでの手洗いとアルコール等での手指消毒を徹底されるようご配慮ください。携帯用の消毒液等をご持参ください。

３．マスクの着用

・ 活動中のマスクの着用を徹底するようご配慮ください。

４．対人距離の確保

・ 対人距離の確保は感染防止の重要事項です。
感染拡大のリスクをできる限り最小限にしながら、適切なコミュニケーション手段を用いて活動が行われるよう、フィジカルディスタンス（物理的距離）をつねに意識した行動をお願いいたします。

・ 参考　・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省ホームページ）
・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
・ ・新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）（厚生労働省ホームページ）
・ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

監修：鶴岡浩樹　日本社会事業大学専門職大学院教授・医師